

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月31日

【事業年度】 第140期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

【会社名】 株式会社ヤマシナ

【英訳名】 YAMASHINA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀 直樹

【本店の所在の場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075-591-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木村 隆宣

【最寄りの連絡場所】 京都市山科区東野狐藪町16番地

【電話番号】 075-591-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 木村 隆宣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成27年6月25日に提出いたしました第140期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 1 株式等の状況

##### (1) 株式の総数等

発行済株式

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

企業統治の体制

社外取締役および社外監査役

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月__日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,611,765	143,611,765	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	143,611,765	143,611,765		

(訂正後)

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,611,765	143,611,765	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であり権利内容に制限のない標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	143,611,765	143,611,765		

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

企業統治の体制

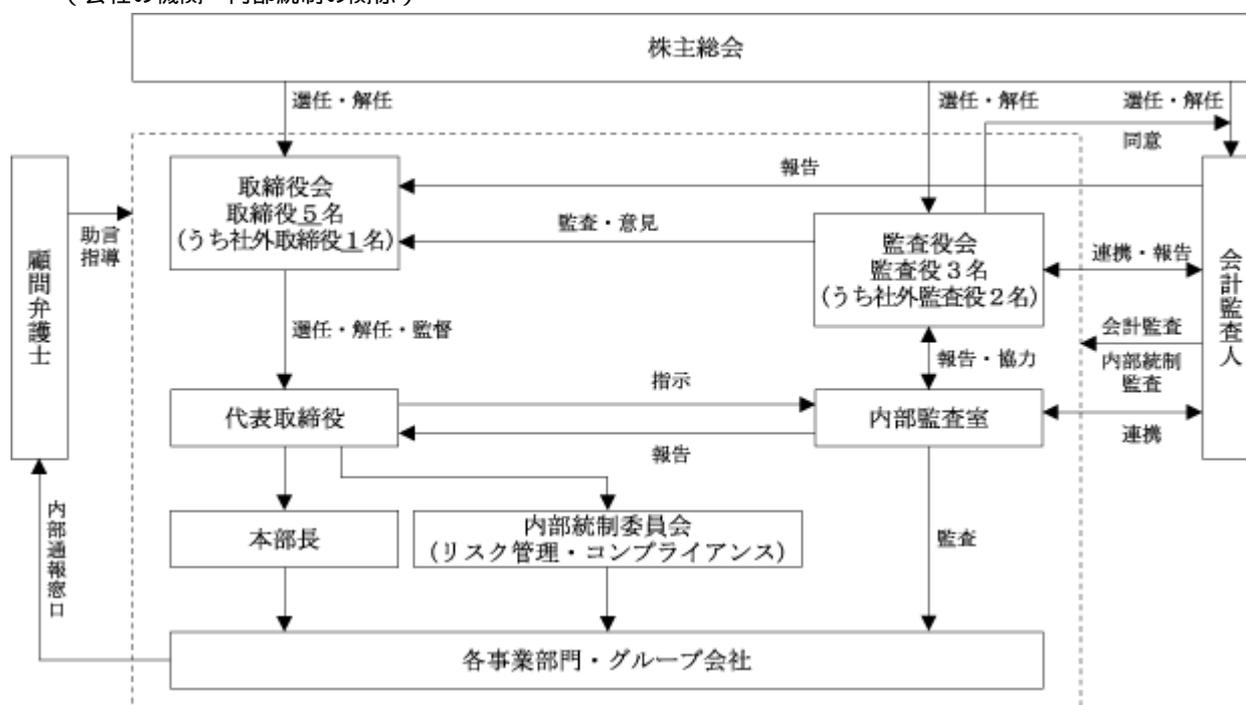
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む5名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定をするとともに、職務執行の監督を行っております。

当社は、監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役会に出席して意見陳述権を行使し、それぞれ独立の立場から取締役の職務執行を効果的に監査するとともに、監査役会として相互に情報共有を行うことで効率的な監査を実施しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(省略)

(会社の機関・内部統制の関係)



(省略)

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役である伊藤誠英及び社外監査役である山内一郎並びに豊田幸宣は、筆頭株主（議決権比率33.99%）であるVTホールディングス㈱のそれぞれ専務取締役、常務取締役、内部監査室室長であります。また、同社から取締役5名のうち常勤1名及び非常勤1名の計2名並びに監査役3名のうち非常勤2名の取締役・監査役合計4名の兼任役員を受け入れており、取締役会等で適宜助言等をいただいております。

しかし、当社の業務執行に関する意思決定は、VTホールディングス㈱の存在、取引関係、意向等の影響を受けることなく、当社で各役員の英知を結集し、合議体により慎重に決定しております。

また、当社は本部長制を採用する事で、営業・生産・管理の各本部長に権限を委譲し、責任を明確化する事により実態に即した意思決定をしており、3名全員が常勤取締役と兼任していることもVTホールディングス㈱から意思決定に関する一定の独立性を確保できているとの判断事由になります。

以上より、社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準及び方針はございませんが、当社とVTホールディングス㈱の関係は、利害関係はあるものの業務執行に関する意思決定において一定の公正性・独立性は確保できているものと判断しております。そして、当社の意思決定等に影響を及ぼしていないVTホールディングス㈱より受け入れている社外取締役及び社外監査役と当社との関係において、報酬による債権債務及び社外役員就任後に当社株式を追加取得しないことを前提に、現状保有している当社株式以外に一切の利害関係は存在しないため、独立性の確保に全く問題は無いと考えております。

社外取締役は企業経営の豊富な経験を当社の経営に活かし、取締役会で有用な意見を頂戴すること及び一定の独立性を確保しているため取締役の職務執行を監督すること、社外監査役は会計に関する相当な知見および監査役としての豊富な経験並びに一定の独立性を確保しているため取締役の職務執行を効果的に監査することを期待して選任しており、いずれも独立性を確保して、経営の透明性を監督または監査することに適任であると判断しております。

社外取締役および社外監査役の監督及び監査は、株主及び債権者を保護するために一定の独立性を保持して取締役の状況をモニタリングする立場にあるという社外役員の監督及び監査の優位性、監査役監査も株主及び会社債権者を保護するために、独立の立場から取締役の職務執行を監査する立場にある監査役監査の優位性、また、公認会計士監査は、厳格な独立性を保持し会計及び監査の職業的専門家としての公認会計士監査の能力的優位性、さらに、内部監査は、会社業務に精通しているという内部監査の優位性を相互に利用しあい、相互に連携を図ることが望ましいため、それぞれがディスカッションまたはコミュニケーションを図る機会を定期的に設けております。

(省略)

(訂正後)

企業統治の体制

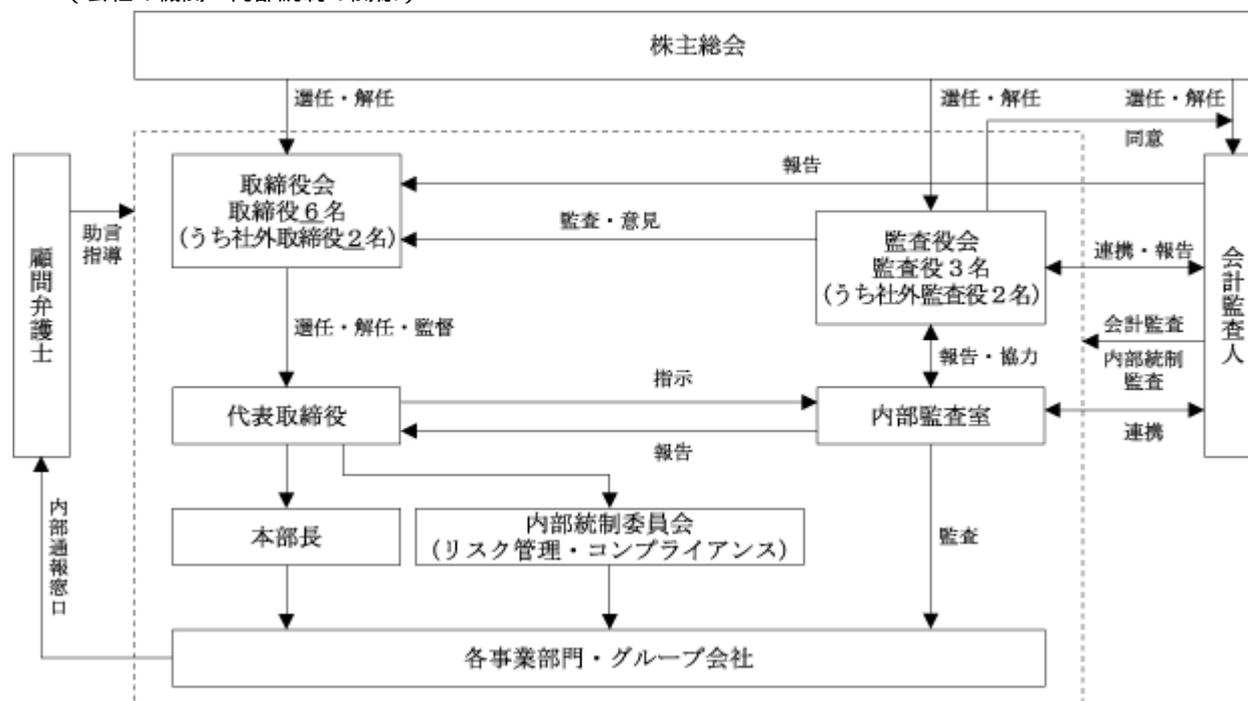
当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の業務執行に関する意思決定をするとともに、職務執行の監督を行っております。

当社は、監査役会制度を採用しており、社外監査役2名を含む3名の監査役が、取締役会に出席して意見陳述権を行使し、それぞれ独立の立場から取締役の職務執行を効果的に監査するとともに、監査役会として相互に情報共有を行うことで効率的な監査を実施しております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(省略)

(会社の機関・内部統制の関係)



(省略)

#### 社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役である伊藤誠英及び社外監査役である山内一郎並びに豊田幸宣は、筆頭株主（議決権比率33.99%）であるVTホールディングス㈱のそれぞれ専務取締役、常務取締役、内部監査室室長であります。また、同社から取締役5名のうち常勤1名及び非常勤1名の計2名並びに監査役3名のうち非常勤2名の取締役・監査役合計4名の兼任役員を受け入れており、取締役会等で適宜助言等をいただいております。

しかし、当社の業務執行に関する意思決定は、VTホールディングス㈱の存在、取引関係、意向等の影響を受けることなく、当社で各役員の英知を結集し、合議体により慎重に決定しております。

また、当社は本部長制を採用する事で、営業・生産・管理の各本部長に権限を委譲し、責任を明確化する事により実態に即した意思決定をしており、3名全員が常勤取締役と兼任していることもVTホールディングス㈱から意思決定に関する一定の独立性を確保できているとの判断事由になります。

以上より、社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準及び方針はございませんが、当社とVTホールディングス㈱の関係は、利害関係はあるものの業務執行に関する意思決定において一定の公正性・独立性は確保できているものと判断しております。そして、当社の意思決定等に影響を及ぼしていないVTホールディングス㈱より受け入れている社外取締役及び社外監査役と当社との関係において、報酬による債権債務及び社外役員就任後に当社株式を追加取得しないことを前提に、現状保有している当社株式以外に一切の利害関係は存在しないため、独立性の確保に全く問題は無いと考えております。

社外取締役は企業経営の豊富な経験を当社の経営に活かし、取締役会で有用な意見を頂戴すること及び一定の独立性を確保しているため取締役の職務執行を監督すること、社外監査役は会計に関する相当な知見および監査役としての豊富な経験並びに一定の独立性を確保しているため取締役の職務執行を効果的に監査することを期待して選任しており、いずれも独立性を確保して、経営の透明性を監督または監査することに適任であると判断しております。

また、当社の社外取締役である李載浩は、弁護士実務を通して培われた豊富な経験および幅広い見識をもっており、専門的見地に基づき、当社の経営体制に対する的確な助言と監督をいただけるものと判断したことから社外取締役として適任であるとと考えております。なお、同氏と当社の間には人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役および社外監査役の監督及び監査は、株主及び債権者を保護するために一定の独立性を保持して取締役の状況をモニタリングする立場にあるという社外役員の監督及び監査の優位性、監査役監査も株主及び会社債権者を保護するために、独立の立場から取締役の職務執行を監査する立場にある監査役監査の優位性、また、公認会計士監査は、厳格な独立性を保持し会計及び監査の職業的専門家としての公認会計士監査の能力的優位性、さらに、内部監査は、会社業務に精通しているという内部監査の優位性を相互に利用しあい、相互に連携を図ることが望ましいため、それぞれがディスカッションまたはコミュニケーションを図る機会を定期的に設けております。

(省略)